

労働法」と労働者の闘い・権利確立（第33回）

2020年7月22日

(レポーター) 本村 充

◇ 労働者災害補償保険法

■業務災害に関する保険給付

(8) 介護補償給付(法12条の8第4項)

介護補償給付は、障害補償年金又は傷病補償年金を受ける権利を有する労働者が、その受ける権利を有する障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害であって厚生労働省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けているときに、当該介護を受けている間（**次に掲げる間を除く。**）、当該労働者に対し、その請求に基づいて行う。

一、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第13項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）に入所している間（同条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

二、障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として厚生労働大臣が定めるものに入所している間

ポイント → 老人福祉法の規定による特別養護老人ホーム・原子爆弾被爆者に関する法律に規定する一定の施設（原子爆弾被爆者特別養護ホーム）等

三、病院又は診療所に入院している間

ポイント → 介護保障給付は、**次のすべての要件を満たす**労働者に対して、その請求に基づいて支給される。

i、障害補償年金または傷病補償年金を受ける権利を有すること。

ii、障害補償年金または傷病補償年金の支給事由となる障害が、厚生労働省令で定める程度の障害（1級又は2級。2級は精神神経障害及び胸腹部臓器障害に限る）であること。

iii、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けていること。

ポイント → 不支給事由 ⇒ 要件を満たした労働者であっても上記一～三の施設に入所している間は、介護保障給付は支給されない。

①支給額

介護保障給付は、**月を単位として支給**する。その月額は、常時又は随時介護を受ける場合に通常介護に要する費用を考慮して厚生労働大臣が定める額である。**原則としてその月に介護費用として支出された額（実費）**であるが、常時介護又は随時介護の区分ごとに、**上限額が定め**られている。

介護の必要性	介護費用支出の場合	親族等による介護の場合
常時	165,150円限度（上限額）	70,790円（最低保障額）
随時	82,580円限度（上限額）	35,400円（最低保障額）

ポイント → 介護費用を支出し、親族等により介護を受けた場合で、常時介護で70,790円、随時介護で35,400円を下回る場合は、一律70,790円（常時介護）、35,400円（随時介護）が支給される。

ポイント → 介護費用を支出し介護を受けた日がある場合であって、介護費用として支出された額が最低保障額に満たないときでも、親族等により介護を受けた日がない場合は、最低保障額の適用はない(実費しか支給されない)。

ポイント → 最低保障額の規定は、初月については適用されない。上限額の規定は、初月から適用される。

②請求（則 18 条の 3 の 5）

i、請求の時期

a 障害（補償）年金の受給権者・障害（補償）年金の請求と同時に又は請求をした後に行わなければならない

b 傷病（補償）年金の受給権者・傷病（補償）年金の支給決定を受けた後に行わなければならない。

ポイント → 傷病補償年金の支給の決定(請求ではなく、職権により行われる)を受けた後に、行わなければならない。

ii、請求手続

介護（補償）給付の支給を受けようとする者は、介護補償給付・介護給付支給請求書（様式第 16 号 2 の 2）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。当該請求書には医師又は歯科医師の診断書及び介護に要した費用の額の証明書（介護の費用を支出していない場合は不要）を添付しなければならないが、継続して 2 回目以後の介護（補償）給付を請求する者については、診断書の添付を要しないこととされている。ただし、この場合は、年金の受給権者の定期報告書に添付することになっている医師又は歯科医師の診断書は従来の記載項目に加え、「障害を有することに伴う日常生活の状態を」記載したものでなければならない。

(9) 遺族補償給付(法 16 条)

i、遺族補償給付は、労働者が業務上の事由により死亡した場合に、その遺族に対して、その請求に基づき支給される。

ii、遺族補償給付は、遺族補償年金又は遺族補償一時金とする。

ポイント → 原則として年金が支給され、年金の受給者がいない場合などに一時金が支給される。

(10) 遺族補償年金(法 16 条の 2～16 条の 5)

①受給資格者

順位			生計維持	年齢要件	障害要件
1	配偶者	妻	<input type="radio"/>		
		夫	<input type="radio"/>	60 歳以上又は	一定の障害の状態
2	子		<input type="radio"/>	18 歳年度末までの間又は	一定の障害の状態
3	父母		<input type="radio"/>	60 歳以上又は	一定の障害の状態
4	孫		<input type="radio"/>	18 歳年度末までの間又は	一定の障害の状態
5	祖父母		<input type="radio"/>	60 歳以上又は	一定の障害の状態
6	兄弟姉妹		<input type="radio"/>	60 歳以上／18 歳年度末までの間又は	一定の障害の状態

7	夫	対若 象年 者停 止	○	55 歳以上 60 歳未満	
8	父母		○		
9	祖父母		○		
10	兄弟姉妹		○		

ポイント → 配偶者には、婚姻の届出を出していないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者も含まれる。

ポイント → 労働者との生計維持要件、障害要件は労働者の死亡の当時の状態で判断する。

⇒ 労働者の死亡後の障害は要件に入らない。

ポイント → 「生計を維持していた」とは、もっぱら又は主として労働者の収入によって生計を維持されていることを要せず、労働者の収入によって生活の一部が維持されれば足りる。

ポイント → 18歳年度末までの間とは、(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間)のことである。

ポイント → 一定の障害の状態とは、「障害等級5級以上」または、「傷病が治らないで、身体の機能・精神に、労働が高度の制限を受けるか、もしくは労働に高度の制限を加えることを必要とする程度以上の障害がある状態」をいう。(施行規則15条)

ポイント → 胎児の扱い ⇒ 労働者の死亡当時胎児であった子が、出生した時は、将来に向かって、その子は、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子とみなされる(法16条の2第2項) ➡ 生まれた時から受給資格者となる。

②受給権者(遺族補償年金を受ける権利を有する遺族)

最上位者のみが受給権者となり支給を受けられるが、配偶者以外の場合、複数人になることもある。順位は①表の通り。

ポイント → ①表中の7~10の者は、受給権者となつても、60歳に達するまでの間、遺族補償年金の支給が停止される。これを若年停止対象者と言う。

ポイント → 受給順位は、60歳に達しても繰り上がりしない(労働者の死亡当時の状態で見る)。

ポイント → 転給(法16条の4第1項) ⇒ 遺族補償年金は最上位者のみが支給を受けることができるが、受給権者が失権した場合、その権利は消滅せず、次順位者が遺族補償年金の受給権者となる。労災保険では、これを転給といい、受給資格者の全員が失格するまで、遺族補償年金が支給される。(遺族補償年金の独特的制度)。

③遺族補償年金の額(法16条の3第1項)

遺族補償年金の額は、受給権者及び受給権者と生計を同じくしている受給資格者(55歳以上60歳未満の夫、父母、祖父母、兄弟姉妹は60歳になるまで含めない)の数によって以下の通り。

受給権者が複数いるときは、その人数で除して得た額が、それぞれの受給額となる。

給付基礎日額の

- ・遺族1人 153日分 (55歳以上の妻または一定の障害の状態にある妻の場合 175日分)
- ・遺族2人 201日分
- ・遺族3人 223日分
- ・遺族4人 245日分

ポイント → 受給資格者とは遺族補償年金の支給を受けることができる条件を満たしている者ことで、受給権者とはその最上位にいる者(実際に遺族補償年金を受給する者)のこと。

ポイント → 遺族補償年金の受給権者には、特別支給金である遺族特別支給金とボーナス特別支給金である遺族特別年金も支給される。

④遺族補償年金の額の改定(法16条の3第3項・4項)

3 遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じたときは、その増減を生じた月の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。

4 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が妻であり、かつ、当該妻と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合において、当該妻が次の各号の一に該当するに至ったときは、その該当するに至った月の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。

- 一 55歳に達したとき(別表第一の厚生労働省令で定める障害の状態にあるときを除く。)。
- 二 別表第一の厚生労働省令で定める障害の状態になり、又はその事情がなくなったとき(55歳以上であるときを除く)。

ポイント → 153日分から175日分に改定

ポイント → 一定の障害にある55歳未満の妻について、その障害がなくなったときは、175日分から153日分に改定する。

⑤遺族補償年金の消滅(失権)(法16条の4)

遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号の一(ひとつ)に該当するに至ったときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

ポイント → 受給権者の場合

一 死亡したとき。

二 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしたとき。

三 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)となったとき。

四 離縁によって、死亡した労働者との親族関係が終了したとき。

ポイント → 異縁 ⇒ 養子縁組関係の解消のこと。

五 子、孫又は兄弟姉妹については、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき(労働者の死亡の時から引き続き第16条の2第1項第4号の厚生労働省令で定める障害の状態にあるときを除く)。

ポイント → 労働者の死亡当時の状態で見る。

六 第16条の2第1項第4号の厚生労働省令で定める障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなったとき(夫、父母又は祖父母については、労働者の死亡の当時60歳以上であつたとき、子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は労働者の死亡の当時60歳以上であつたときを除く。)。

2 遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号の一(ひとつ)に該当するに至ったときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。

ポイント → 受給資格者の場合 ⇒ 失格

ポイント → 遺族補償年金の受給権(受給資格)をいったん失権(失格)した場合、再び受給権者(受給資格者)とはならない。

⑥遺族補償年金の支給停止(法16条の5第1項)

遺族補償年金を受ける権利を有する者の所在が1年以上明らかでない場合には、当該遺族補償年金は、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がないときは次順位者の申請によって、その所在が明らかでない間、その支給を停止する。この場合において、同順位者がないときは、そ

の間、次順位者を先順位者とする。

2 前項の規定により遺族補償年金の支給を停止された遺族は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。

3 第16条の3第3項の規定は、第1項の規定により遺族補償年金の支給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合に準用する。この場合において、同条第3項中「増減を生じた月」とあるのは、「支給が停止され、又はその停止が解除された月」と読み替えるものとする。

ポイント → 遺族補償年金を受ける権利を有する者 ⇒ 受給権者

ポイント → 支給停止をした場合には、受給権社が所在不明になった日にさかのぼって(所在不明となった月の翌月から)、同順位者がいる場合はその支給額が増加し。同順位者がいない場合には自順位者が最先順位者となって受給権者となる。

ポイント → 行政指針(基発73号) ⇒ 支給停止を受けた所在不明者の所在が明らかになつても、申請がないかぎり、支給停止を解除する必要はない。また、支給停止の解除は、その解除の申請があつた月の翌月分から支給を再開すればよく、所在が明らかになった時にさかのぼらない。

※ 次回は、遺族補償給付の残りの項を行い、「通勤災害に関する保険給付」の章に入ります。